

議案第102号

杉並区行政財産使用料条例等の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和2年11月16日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区行政財産使用料条例等の一部を改正する条例

第1条 杉並区行政財産使用料条例（昭和50年杉並区条例第44号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

第2条 杉並区使用料等に係る督促及び延滞金に関する条例（昭和62年杉並区条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

第3条 杉並区国民健康保険条例（昭和34年杉並区条例第21号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「納付まで」を「納付の日まで」に、「1月」を「3月」に改め、同条第3項中「閏年」を「うるう年」に改める。

附則第2条を次のように改める。

（延滞金の割合の特例）

第2条 当分の間、第22条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞

金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

第4条 杉並区後期高齢者医療に関する条例（平成20年杉並区条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「1月」を「3月」に改め、同条第3項中「^{じゆん}閏年」を「うるう年」に改める。

附則第2項を次のように改める。

2 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

第5条 杉並区介護保険条例（平成12年杉並区条例第33号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「に^じ応じ」を「の日数に^じ応じ、当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは」に、「1月」を「3月」に改め、同項ただし書中「10円」を「100円」に、「100円」を「1,000円」に改め、同条第3項中「^{じゆん}閏年」を「うるう

年」に改める。

附則第6条を次のように改める。

(延滞金の割合の特例)

第6条 当分の間、第19条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

第6条 杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成11年杉並区条例第37号）の一部を次のように改正する。

第50条第1項中「督促状に指定する期限」を「当該納期限の翌日から1月を経過する日」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

附則第5項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の杉並区行政財産使用料条例附則第4項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によ

る。

- 3 第2条の規定による改正後の杉並区使用料等に係る督促及び延滞金に関する条例附則第2項の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。
- 4 第3条の規定による改正後の杉並区国民健康保険条例第22条第1項の規定は、施行日以後に納期限の翌日から1月を経過する日の到来する保険料に係る延滞金について適用し、施行日前に納期限の翌日から1月を経過する日の到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。
- 5 第3条の規定による改正後の杉並区国民健康保険条例附則第2条の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。
- 6 第4条の規定による改正後の杉並区後期高齢者医療に関する条例第5条第1項の規定は、施行日以後に納期限の翌日から1月を経過する日の到来する保険料に係る延滞金について適用し、施行日前に納期限の翌日から1月を経過する日の到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。
- 7 第4条の規定による改正後の杉並区後期高齢者医療に関する条例附則第2項の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。
- 8 第5条の規定（第19条第1項の改正規定（「に応じ」を「の日数に応じ、当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは」に改める部分に限る。）に限る。）による改正後の杉並区介護保険条例第19条第1項の規定は、施行日以後に納期限の到来する保険料に係る延滞金について適用し、施行日前に納期限の到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。
- 9 第5条の規定（第19条第1項の改正規定（「1月」を「3月」に改める部分に限る。）に限る。）による改正後の杉並区介護保険条例第19条第1項の規定は、施行日以後に納期限の翌日から1月を経過する日の到来する保険料に係る延滞金について適用し、施行日前に納期限の翌日から1月を経過する日の到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。

- 1 0 第 5 条の規定による改正後の杉並区介護保険条例附則第 6 条の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。
- 1 1 第 6 条の規定による改正後の杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第 5 0 条第 1 項の規定は、施行日以後に督促状に指定する期限及び納期限の翌日から 1 月を経過する日のいずれもが到来する手数料に係る延滞金について適用し、施行日前に督促状に指定する期限又は納期限の翌日から 1 月を経過する日の到来する手数料に係る延滞金については、なお従前の例による。
- 1 2 第 6 条の規定による改正後の杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例附則第 5 項の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(提案理由)

延滞金の割合の特例に係る規定の整備を行う等の必要がある。

合) とする。

合) とする。

第2条による改正（杉並区使用料等に係る督促及び延滞金に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
附 則	附 則
1 略	1 略
2 当分の間、第3条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の <u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年</u>	2 当分の間、第3条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の <u>特例基準割合（当該年の前年に</u> <u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合</u> <u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年</u>
<u>（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）</u> 中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年 <u>における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える</u>	<u>（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）</u> 中においては、年14.6パーセントの割合にあつては <u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に</u> <u>年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に</u> <u>年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える</u>

場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

第3条による改正(杉並区国民健康保険条例の一部改正)

新 条 例	旧 条 例
<p>(延滞金)</p> <p>第22条 保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から<u>納付の日</u>までの期間の日数に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から<u>3月</u>を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるときはその端数金額を、その金額が1,000円未満であるときはその全額を、切り捨てる。</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項に規定する年当たりの割合は、<u>うるう年</u>の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p>	<p>(延滞金)</p> <p>第22条 保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から<u>納付まで</u>の期間の日数に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から<u>1月</u>を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるときはその端数金額を、その金額が1,000円未満であるときはその全額を、切り捨てる。</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項に規定する年当たりの割合は、<u>閏年</u>の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p>

(延滞金の割合の特例)

第2条 当分の間、第22条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

(延滞金の割合の特例)

第2条 当分の間、第22条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

第4条による改正（杉並区後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(延滞金)</p> <p>第5条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する 場合においては、当該納付金額に、そ</p>	<p>(延滞金)</p> <p>第5条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する 場合においては、当該納付金額に、そ</p>

の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるときはその端数金額を、その金額が1,000円未満であるときはその全額を、切り捨てる。

2 略

3 第1項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

附 則

1 略

2 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項に

の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるときはその端数金額を、その金額が1,000円未満であるときはその全額を、切り捨てる。

2 略

3 第1項に規定する年当たりの割合は、閏年^{じゆん}の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

附 則

1 略

2 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。))が年

において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

第5条による改正(杉並区介護保険条例の一部改正)

新 条 例	旧 条 例
<p>(延滞金)</p> <p>第19条 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者(以下「保険料の納付義務者」という。)は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に<u>応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</u>であるときは、当該金額につき年14.6パーセ</p>	<p>(延滞金)</p> <p>第19条 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者(以下「保険料の納付義務者」という。)は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に<u>応じ</u></p> <p>____、当該金額につき年14.6パーセ</p>

ント（当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるときはその端数金額を、その金額が1,000円未満であるときはその全額を、切り捨てる。

2 略

3 第1項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

附 則

(延滞金の割合の特例)

第6条 当分の間、第19条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割

ント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に10円未満の端数があるときはその端数金額を、その金額が100円未満であるときはその全額を、切り捨てる。

2 略

3 第1項に規定する年当たりの割合は、閏年^{じゆん}の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

附 則

(延滞金の割合の特例)

第6条 当分の間、第19条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

第6条による改正（杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(延滞金の額及び徴収方法)</p> <p>第50条 前条の規定による督促をした場合においては、当該手数料の金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その金額（1,000円未満の端数があるとき、又は2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（<u>当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</u>については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第1項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p>	<p>(延滞金の額及び徴収方法)</p> <p>第50条 前条の規定による督促をした場合においては、当該手数料の金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その金額（1,000円未満の端数があるとき、又は2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（<u>督促状に指定する期限</u> _____ までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。</p> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p>

1～4 略

5 当分の間、第50条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年_____中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年_____における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。この場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

6 略

1～4 略

5 当分の間、第50条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に_____租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合_____に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に_____年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に_____年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。この場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

6 略